



きくみみ愛媛
ホームページ

令和6年8月30日
愛媛行政監視行政相談センター
所長（小笠原 英雄）



行政相談マスコット
キクーン

令和6年度行政相談委員総務大臣表彰受賞者が 決定しました！！



総務省では、国民の行政に対する苦情の解決に多大な貢献をされた行政相談委員を総務大臣が表彰しています。

愛媛県内においては、令和6年度の行政相談委員総務大臣表彰を、^{いしかわ} ^{まさお}石川 允雄さん（四国中央市）が受賞されることが決定しました。

なお、表彰授賞式は、9月4日（水）に京王プラザホテル（東京都）で開催され、全国で100人の行政相談委員が受賞されます。

【令和6年度総務大臣表彰 受賞者】

○ ^{いしかわ} ^{まさお}石川 允雄 さん 【四国中央市担当】



【委嘱年月】平成21年4月

【委員歴】15年5か月

【前職】地方公務員

きくみみ愛媛



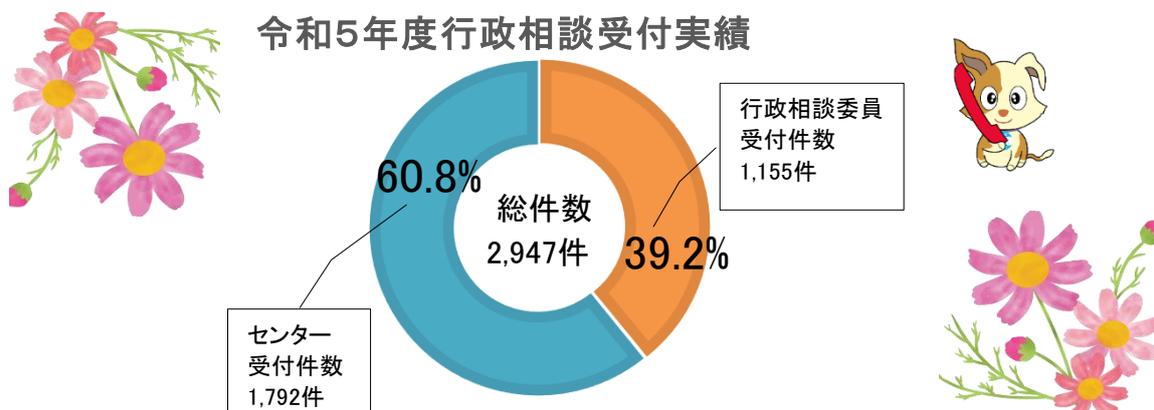
総務省行政相談センター

（連絡先）

総務省 愛媛行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 久米・阿部
電話：(089) 941-7701

☆ 令和5年度行政相談件数

愛媛県内で令和5年度に受け付けた行政相談は **2,947件** となっています。



【参考】

○ 行政相談制度とは

総務省が行う「行政相談」は、①国の行政機関、特殊法人などの業務、②都道府県及び市町村が行っている業務で、生活保護事務など法定受託事務に該当するもの、あるいは国の補助を受けているものについて、苦情や意見・要望などを受け付け、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現の促進を図るものです。

○ 行政相談委員とは

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人（各市（区）町村に1人以上）配置され、地域住民の身近な相談相手として無報酬で活動しています。

任期は2年間（再任は妨げない）で、愛媛県では、県内全市町に計84人（令和6年9月1日現在）が配置されています。

- 行政相談（行政に関する苦情や意見・要望）は、下記で受け付けているほか、県内各市町に配置されている行政相談委員が、自宅、市役所・町役場・公民館などで開設している定例相談所等で受け付けています。

総務省 愛媛行政監視行政相談センター
（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎）

（おこまりなら まる まるくじょ-ひゃくとおぼん）

- ◎ 電話： 0570-090110（全国统一の行政苦情110番）
 - ※ 平日は8:30～17:15
 - ※ 平日時間外及び休日・祝日は、留守番電話で受け付けます。
- ◎ インターネットによる相談受付

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>
（愛媛行政監視行政相談センターのホームページからアクセスできます。）
- ◎ 手紙や来所による相談も受け付けています。